ひろしま自治人材開発機構に関する規約

（趣旨）

第１条　広島県（以下「県」という。）、広島県市長会（以下「県市長会」という。）及び広島県町村会（以下「県町村会」という。）は、地方分権時代を担う人材を確保し育成するために必要な諸事業を行い、もって地方自治の確立と住民福祉の増進に寄与することを目的として、ひろしま自治人材開発機構（以下「機構」という。）を設立するものとし、その組織及び運営については、この規約の定めるところによる。

（構成）

第２条　機構は、県及び広島県内の市町（広島市を除く。以下同じ。）（以下「関係自治体」と総称する。）をもって組織する。

（事業）

第３条　機構は、第１条の目的を達成するため、関係自治体の職員に係る次の事業（関係自治体が自ら行うものを除く。）を行う。

(1) 職員の研修に関する事業

(2) 職員の確保に関する事業

(3) 職員の交流に関する事業

(4) その他目的の達成のため必要な事業

２　前項第１号の事業は、広島県自治総合研修センター（以下「県研修センター」という。）が行う。

（運営委員会）

第４条　機構に、ひろしま自治人材開発機構運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

２　運営委員会は、委員９人をもって組織し、その構成は次のとおりとする。

(1) 県市長会が推薦する市長　　３人

(2) 県町村会が推薦する町長　　３人

(3) 広島県総務局長の職にある者

(4) 広島県地域政策局長の職にある者

(5) 広島県自治総合研修センター所長の職にある者

（委員の任期）

第５条　前条第２項第１号及び第２号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（運営委員会の役員）

第６条　運営委員会に次の役員を置き、委員の互選により選任する。

(1) 会長　　１人

(2) 副会長　　２人

２　会長は、機構を代表し、その業務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を代理する。

（常任委員）

第６条の２　運営委員会に常任委員　１人を置く。

２　常任委員は、第４条第２項第５号の者をもって充てる。

３　常任委員は、運営委員会において議決を経た事項の処理について、会長に代わって専決することができる。

（運営委員会の議決事項）

第７条　運営委員会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画に関すること。

(2) 事業報告に関すること。

(3) 事業の経費負担に関すること。

(4) 規約の変更に関すること。

(5) その他機構の運営に関する重要な事項

（会議）

第８条　運営委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　運営委員会の招集に当たっては、付議事件を通知するものとする。

３　運営委員会は、在任委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

４　運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

（書面表決等）

第９条　やむを得ない理由のため、運営委員会に出席することができない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

２　会長は、軽易な事項又は急施を要すると認められる場合は、持ち回り又は書面表決の方法により、全委員の賛否を求め、その過半数の同意をもって運営委員会の議決に代えることができる。

（調整会議）

第１０条　機構に、運営委員会の議決事項その他機構の運営に関し必要な事項について、検討及び調整を行うため、ひろしま自治人材開発機構調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

２　調整会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（市町職員派遣）

第１１条　機構の事業の実施に当たり、市町は、職員を県に派遣するものとする。

２　市町職員の派遣に関する事項については、職員を派遣する市町と県が協議し、別に協定を締結する。

（経費負担）

第１２条　機構の事業に要する経費の負担方法は、別表のとおりとする。

２　県は、機構の事業に要する経費のうち、市町が負担する金額（以下「市町負担金」という。）を、県市長会及び県町村会に対し毎年度３月に請求するものとし、県市長会及び県町村会は、市町負担金を、県に対し翌年度４月末日までに納付するものとする。

（事務局）

第１３条　機構の事務局を県研修センターに置く。

２　事務局に、事務局長その他の職員を置く。

３　前項の事務局長は、広島県自治総合研修センター総括研修企画監をもって充て、その他の職員は、事務局長が任免する。

（その他）

第１４条　この規約に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

１　この規約は、平成１４年４月１日から施行する。

２　この機構の平成１４年度の事業計画及び事業に要する経費の負担方法は、この規約の規定にかかわらず、県、県市長会及び県町村会が協議し、別に定める。

３　第３条第１項第２号、第３号及び第４号の事業の実施については、今後、運営委員会において協議、検討する。

別表（第１２条関係）

区　　分		負 担 方 法
事業費	職員研修事業	関係自治体が、共同して負担するものとし、負担金の額及び負担割合等は、運営委員会が別に定める。
	職員確保事業 職員交流事業	当該事業に関係する市町が、共同して負担するものとし、負担金の額及び負担割合等は、運営委員会が別に定める。
人件費（市町派遣職員分）		市町が、共同して負担する。
管理運営費（県研修センター）		県が、負担する。

附　則

この規約は、平成１７年６月２日から施行する。

附　則

この規約は、平成１８年６月５日から施行する。

附　則

この規約は、平成２０年５月２９日から施行する。

附　則

この規約は、平成２３年７月８日から施行する。

附　則

この規約は、令和５年６月２６日から施行する。